

くろまぐろ型TACに関する京都府計画(試行)
(第3管理期間)

平成29年8月 30 日 変更

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本府において太平洋くろまぐろは、主に定置網漁業において採捕されるほか、釣り延縄漁業等によっても混獲されている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本府の数量について本府の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本府に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携に努める。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について京都府に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	16.48 トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚(以下、「大型魚」という。)	国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132 トンを超えないよう管理する。

- ※1 小型魚の割当数量について、第3で定めるところにより、割当数量が変化するのにあわせて、本府別の数量も変化するものとする。
- ※2 また、小型魚について、全国において3,423.5トンの数量を超えたときには、本府に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は定置網漁業の共同管理数量が消化されていなくとも、その時点における本府における採捕の実績をもって、本府の小型魚の数量とする。
- ※3 第3管理期間に係るくろまぐろ型のTACに関する基本計画(試行)(以下「基本計画(試行)」という。)第3により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量

の改定を行うこととされている。このため、基本計画(試行)の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

本府の定置網漁業の数量	15.48 トン
本府の定置網以外の漁業の数量	1.0トン

本府の数量のうち、定置網漁業に割り当てる数量については、本府とともに北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、兵庫県、和歌山県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県が定置網の共同管理を行うこととするが、これらの都道府県における定置網漁業での漁獲量の積み上げにより、定置網の共同管理に参加する都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値 580.54 トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき(構成都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。)には、本府が定置網漁業の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本府の漁獲実績をもって、本府の定置網漁業の割当数量とする。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本府では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

本府の採捕の種類別の時期別の割当数量の目安は次表のとおりとし、関係漁協及び所属漁業者は、この割当数量を超過しないよう努める。

期 間	数 量 (平成 29 年7月からの累計)	
	定置網漁業	定置網以外の漁業
平成 29 年 10 月末まで	0.63 トン	1.0 トン
平成 30 年2月末まで	13.19 トン	
平成 30 年6月末まで	15.48 トン	

1 定置網漁業

(1) 通常時

- ・2キログラム未満の生きている個体の放流に努める。

(2) 第3の定置網漁業の数量の7割到達時

- ・網起こし回数の削減に努める。
- ・2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

(3) 第3の定置網漁業の数量の8割到達時

- ・網起こし回数の削減に取り組む。
- ・2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

(4) 第3の定置網漁業の数量の9割到達時

- ・網起こし回数の削減に取り組む。
- ・30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

(5) (1)から(4)までの取組状況について、漁業者は履行状況を記録し、府に報告するものとする。

*ただし、小型魚の漁獲が見込まれない時期においては、網起こし回数の削減の実施を一時的に見合わせる。また、盛漁期(1～2月)における休漁に努める。

2 定置網以外の漁業(主に釣り延縄漁業)

(1) 通常時

- ・2キログラム未満の生きている個体の放流に努める。

(2) 第3の定置網以外の漁業の数量の7割到達時

- ・操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制に努める。
- ・2キログラム未満の生きている個体の放流に努める。

(3) 第3の定置網以外の漁業の数量の8割到達時

- ・くろまぐろを目的とした操業の自粛実施に努める。
- ・2キログラム未満の生きている個体の放流に努める。

(4) 第3の定置網以外の漁業の数量の9割到達時

- ・くろまぐろを目的とした操業を自粛する。
- ・30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む(なお、目的操業は自粛するため、混獲の場合とする)。

(5) (1)から(4)までの取組状況について、漁業者は履行状況を記録し、府に報告するものとする。

3 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、定置網漁業、その他の漁業別に管下の漁業協同組合分(漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応)の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと(概数報告)とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

4 第2及び第3に示した知事管理数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発

出し、定置網漁業は超過の際、又は定置網以外の漁業は9割に達した際は、操業自粛を要請するとともに、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

5 水産庁は定置網の共同管理に参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が、7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した際は操業自粛要請を各都道府県に対して発出することとし、府は、これに応じて管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

6 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組みを行う。

(1) 漁業者の取組について周知を図る。

(2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに状況提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

(3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 第2及び第3に示した知事管理数量、定置網の共同管理に参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が積み上がった場合には、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

(1) 定置網、定置網以外の漁業ともに、以下のとおりとする。

(ア) 7割を超えた場合：週1回（火曜日までの水揚げ量を木曜日までに報告）

(イ) 8割を超えた場合：水揚げした日ごとに当該水揚げ日から2日以内（ただし、小型魚の漁獲が見込まれない時期においては（ア）に準じる）

(2) 上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等府内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。

2 第2管理期間において「くろまぐろ型の数量管理に関する京都府計画（試行）」の第4に示した本府の漁獲上限の目安を超過した量（63.91 トン）については、第3管理期間以降、16年間に渡り、各管理期間において太平洋くろまぐろの漁獲可能量について京都府に割り当てられる数量から4.18トンずつ（最終年は1.21トン）を差し引くこととする。